

第 42 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県営住宅条例（平成 9 年長崎県条例第31号）第76条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
西諫早団地	長崎市金屋町 1 番17号 福德不動産グループ 代表企業 株式会社 福德不 動産 代表取締役 福島 卓	令和 9 年 4 月 1 日から 令和30年 3 月31日まで

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事 平 田 研

（提案理由）

西諫早団地の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項及び長崎県営住宅条例第79条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。